にその旨の記述を追加しました。

放送事業者・メディア関係団体の提出意見および委員会としての考え方

団体名	で で で 意見	委員会としての考え方
日本テレビ放送	◆ 全体への意見	常時同時配信に関する具体的な考え
網株式会社	● NHKの常時同時配信については、NHKのインターネット活用業務そのものが放送の補	方や計画については、NHKにおいて
	完であるべきと考えます。国民・視聴者に対して常時同時配信を実施する社会的意義やニー	速やかにとりまとめることを期待して
	ズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の	おり、ご指摘を踏まえ、答申にその旨
	合意を得ることが不可欠であると考えます。その意味では、本答申案では、現行の受信料制	の記述を追加しました。
	度との整合性がはっきり示されておらず、かつそもそも放送の補完としての位置付けなのか	また、常時同時配信の必要性につい
	本来業務とするのかといった基本的な考え方が明らかにされていないことから、国民各層の	ては、視聴者・国民にご理解いただけ
	合意を得るための議論に必要な十分な材料が提示されているとは言えません。	るよう、引き続き N H K が説明に努め
	● 放送の二元体制は今後も維持されるべき重要な制度と考えます。本答申案で、「地域にお	ることが必要と考えており、ご指摘を
	ける二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民放への配慮も十	踏まえ、答申にその旨の記述を追加し
	分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制を維持する観点から	ました。
	極めて妥当です。その意味で、NHKのインターネット活用業務が十分な説明や国民の幅広	
	い合意がないまま、なし崩し的に拡大されていくことは二元体制を棄損するものとして強く	ご意見募集の実施期間について、当
	危惧しています。	委員会の検討にあたっては、今後とも
	● 本答申案では、費用負担のあり方について、「受信料型を目指すことに一定の合理性あ	
	り」、としながらも「制度検討に時間がかかることが予想される」と、検討作業がまだ不十	
	分な段階であることを自ら認めていると解釈できます。	たいと考えます。なお、諮問第2号お
	● さらに、当面の暫定措置として、有料対価型や一定期間の無料での実施に言及しています	
	が、受信料型との両論併記では実質何も決まっていないに等しいと言えます。	の意見募集は、2つの案件について同
	● したがって、今後の第2号諮問、第3号諮問への答申案で受信料制度全体との整合性につ	
	いての考え方を明らかにする際には十分な時間をかけての意見募集の実施を要望するととも	間を3週間としました。
	に、総務省「放送を巡る諸課題検討会」などでの議論を通じて、常時同時配信の基本的な考	計験的担供の実施やその結果の兄女
	え方、「三位一体」改革の中での位置付けを明確にし、国民的な議論に十分に時間をかける べきと考えます。	画業者等との共有については、NHK
	↑ こうんよ * 。● 受信料あるいは追加の国民負担を求めるという極めて重要な問題であるにも関わらず、2	
	週間という期間での意見募集では十分な声が集約できないと考えます。	います。
	● また、今年度の「試験的提供」から得られるデータや精緻な分析結果、得られた知見を民	
	放事業者などとも共有すると共に、国民的な議論への有用な材料として適正に公開すること	
	を要望します。	型を目指すことに一定の合理性がある
	2020年の東京五輪を念頭に、2019年からの常時同時配信開始という結論ありきで	と考える、としたうえで、スケジュー
	答申や意見募集を行うのではなく、国民からの幅広い理解を得るための丁寧な説明を要望す	ル感も十分に認識し、現時点で暫定措
	ると共に、2019年開始に間に合わせるためだけの暫定的な措置を採るのではなく、しっ	置を検討しておくことも有益である、
	かりとした制度設計が整ってから開始に踏み切ることを強く求めます。	としているところです。
	◆ 具体的な項目ごとの指摘	
	● 1-(1) 検討の背景	認証については、技術的な側面、ア
	東京五輪に向けてその前年に常時同時配信を開始することを想定しているとのことですが、	プリケーション等のメディア環境の動
	公共放送の使命として国民的関心事であり、さらに海外からの来客のためのサービスとして東	向の側面等から、何をもって認証する
	京五輪で同時配信を実施するのであれば、全番組の常時同時配信ではなく、五輪の中継や関連	か、実現可能な方法を具体的に検討す
	番組の同時配信だけでも十分に公共放送としての使命を果たすと考えられます。したがって、	る必要があり、その際、NHKにおい
	常時同時配信のあり方を全て東京五輪から逆算して結論ありきで議論すること自体、国民に対	て、考え方や仕組みについて視聴者・
	して十分な説明を果たしているとは言えません。	国民の理解が得られるよう努めること
	● 3-(4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について	を期待します。ご指摘を踏まえ、答申

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	一定の期間を設定して利用者に費用負担を求めない運用も検討しうるという想定については、受信料の公平負担という基本的な考え方からは逸脱をし、受信契約者から見ると著しい不公平感が生じる可能性があります。さらに放送の補完であるべきという前提に基づき、受信料制度全体との整合性が明確になるまでは、「試験的提供」の枠内にとどめる形で同時配信を実施し、費用負担についての検討も進めるべきで、暫定措置という考え方そのものを撤回することを要望します。 ■ 3-(6) 地域放送と常時同時配信の関係について NHKのすべての地域放送局が一斉に常時同時配信を開始することは、費用の面からも設備の面からも課題が多いので、現実的な進め方について十分に検討する必要がある、と記載されていますが、段階的に実施をしていくことになるのであれば地域間の不公平が生じることになり、公共放送としての役割を果たせないことにつながる懸念があります。したがって、開始と同時に一斉に公平な実施が出来ることを要望すると共に、そうした状況が整わないまま開始時期ありきで検討を進めるべきではないと考えます。 ■ 4-(2) 認証の厳格性と簡便性 「ゆるやかな認証」の明確化を要望します。	
株式会社テレビ金沢	 ● NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して社会的意義や必要性を説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。答申案では、現行の受信料制度との整合性がはっきり示されておらず、国民・視聴者の合意を得るための議論に十分な材料を提示することを強く要望します。 ● 本答申案で、「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制を維持する観点から妥当です。国民各層に十分な説明もなく、国民の幅広い合意がないまま、NHKのインターネット活用業務を拡大することは、二元体制を棄損するものとして強く危惧しています。 ● 受信料あるいは追加の国民負担を求めるという重要な問題であるにも関わらず、2週間という期間での意見募集では十分な対応とは言えません。今年度の「試験的提供」から得られるデータや分析結果、得られた知見を、国民・視聴者をはじめ、民放事業者に公開し、意見を募るべきであると考えます。 ● 本答申案では、費用負担のあり方について、当面の暫定措置として、有料対価型や一定期間の無料での実施に言及していますが、今後の第2号諮問、第3号諮問への答申案で受信料制度全体との整合性についての考え方を明らかにする際には、総務省「放送を巡る諸課題検討会」などでの議論を通じて、常時同時配信の基本的な考え方、「三位一体」改革の中での位置付けを明確にし、国民的な議論に十分に時間をかけるべきと考えます。 	解いただけるよう説明に努めることが必要と考えており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。また、常時同時配信に関する具体的な考え方や計画等については、NHKにおいて速やかにまとめることを期待しており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。 試験的提供の実施やその結果の民放事業者等との共有については、NHK
株式会社テレビ岩手	NHKの常時同時配信は放送の補完業務であるべきで、国民視聴者にその社会的意義やニーズを丁寧に説明する必要があります。しかし本答申案では現行の受信料制度との整合性がはっきり示されておらず曖昧になっています。このため国民的議論を行うための材料が十分に示されているとは言えません。またNHKの地域放送局は一斉に同時配信をすることにならないようですが、それは地域間の不公平さを助長することになりかねません。さらに地域の民間放送への配慮も強く求めます。	て速やかにまとめることを期待しており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の

団体名	····································	委員会としての考え方
		まえ、答申にその旨の記述を追加しま
		した。
		地域放送と常時同時配信の関係につ
		いては、答申(案)概要および答申に
		おいて、民放への配慮も十分考慮して
		つ進めていくことが望ましい旨を述べ
		ています。
株式会社毎日放	該当箇所:全体について	常時同時配信に関する具体的な考え
<u>z</u>	「常時同時配信」のNHKの事業の中での位置づけが、「放送の補完」なのか、「新規の	方や計画等については、NHKにおい
	事業」なのか、はっきりと整理されておらず、また、十分なニーズの存在の検証、開始時期	て速やかにまとめることを期待してお
	などについて、現状では議論が尽くされているとは考えられない。そのような状況の中で平	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	成31年の本格的開始を想定して、負担のあり方についての答申を行うことは唐突と受け止	記述を追加しました。
	めざるを得ない。民間放送事業者にあっても常時同時配信の実施については真摯に検討して	
	いるところであり、NHKの行う常時同時配信は放送界全体に大きな影響を与えることか	NHKの受信料額は国会がNHKの
	ら、民間の意見も十分に汲み上げ、丁寧な意思決定が行われるべきである。また、どのよう	収支予算を承認することによって定め
	な態様にしても、同時配信のみの利用者から負担を求めることによって生じる収入を原資	られることになっており、受信料型な
	に、NHKが配信の権利処理対価相場を過度に引き上げ、民間放送事業者の配信事業に悪影	実現した場合は、同様の仕組みによる
	響を及ぼすことがないよう、配慮されたい。	ことになると考えられ、視聴者・国民
	該当箇所:3.常時同時配信の費用負担の性質	の理解を得られる適切な水準を検討す
	(3) 受信料額の水準について	ることになると考えます。
	本答申では具体的価額については言及されていないが、全体の論旨からして現行地上テレ	
	ビ放送のみの受信料額と同額(同程度)が想起される。しかしながら、NHK執行部から受	地域放送と常時同時配信の関係およ
	信料の値下げが提起されながら、8Kなどの将来投資のための留保のためとして経営委員会	び常時同時配信の費用負担の単位につ
	がこれを認めず受信料が値下げされていないこと、受信料収入が過去最高を記録しているこ	いては、答申(案)概要の内容に基本
	と、NHKから多くの発注を受けている子会社が過大な内部留保を持っていることについて	的に賛成のご意見と受け止めます。
	会計検査院から適正な配当(NHK本体が適正な配当を得ると受信料値下げの原資となる)	
	を求められている現状を鑑みると、現行地上テレビ受信料の価額そのものを再検証する必要	認証については、技術的な側面、ア
	があることは明白であり、それなくして常時同時配信を含めた受信料額がなし崩し的に決め	プリケーション等のメディア環境の動
	られるべきではない。 	向の側面等から、何をもって認証する
	(6) 地域放送と常時同時配信の関係について	か、実現可能な方法を具体的に検討す
	「地域における一方の当事者である民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ま	る必要があり、その際、NHKにおい
	しいと考える」旨、記述されたことは評価される。ただし、この「配慮」の中身について	
	は、現在公開されている検討委員会の議事要旨・資料を見ても記述されていない。先述の通	国民の理解が得られるよう努めること
	り、常時同時配信は、NHKのみならず、民間放送事業者にとっても非常に重要な課題であ	を期待します。ご指摘を踏まえ、答申
	るので、今後、具体的「配慮」の中身の制度設計に当たっては、民放側の意見を十分に汲み	にその旨の記述を追加しました。

対象箇所: 4. 常時同時配信の費用負担者の把握方法

(2) 受信料型における選択肢の比較・検討

上げ、オープンな議論を行うべきである。

<認証の厳格性と簡便性>

「ゆるやかな認証」と記述されているが、これを適当とすることは議論を尽くさないまま、なし崩し的なスタートが行われる危惧がある。多くの「フリーライド」を発生させ、放送・配信の既契約者の不公平感をこれまで以上に増大させかねない。「ゆるやか」に実例としてBSデジタル放送に表示される画面メッセージが挙げられているが、配信は1対1の通信のスキームで行われるものであるから、BS放送視聴より厳格な利用者把握ができるので、適正な実運用が行われるべきである。

対象箇所: 5. 常時同時配信の費用負担の単位

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	「世帯」を基礎とすることに、一定の合理性があると考える。しかしながら、現行受信料	
	制度では、割引制度があるものの、単身赴任者や、いわゆる下宿学生も受信料支払いの対象	
	としている。これと常時同時配信利用が齟齬をきたすことがないよう、視聴者が不公平感を	
	抱かないよう、現行単身・下宿生の扱いの見直しも含めた問題整理が行われるべきである。	
株式会社ワイ	全体として	諮問第2号および第3号は、基本的
ズ・メディア	・ 本答申案は本来、諮問第2号、第3号の答申案と共に公表されるべきです。NHKの経	にテレビ受信機を設置した者が支払う
	営規模全体の適正化を判断する際に、価格の問題と公平負担、それに常時同時配信の負担	受信料に関するものであり、必ずしも
	は密接不可分なものであり、諮問第1号の答申案だけパブリックコメントを募集しても意	諮問第1号と答申時期が同じである必
	味がないと考えます。	要はないと考えたものです。これらに
	・ 本答申案は、「常時同時配信の負担のあり方について」とありますが、「常時同時配	ついても、すでに答申(案)概要を公
	信」サービス全容とロードマップを先にNHKが国民に明示すべきであり、「負担のあり	表して意見募集を開始しています。
	方」についてはそのサービス内容を前提に検討すべきです。本答申案はいわば「商品内容	
	が不透明なまま価格と徴収方法だけ先行して決める」という、民間の商取引では考えられ	常時同時配信に関する具体的な考え
	ない手順となっていると思います。	方や計画等については、NHKにおい
	・ 放送同時配信の意義については賛同しますが、放送の補完なのか、放送と同等の業務な	て速やかにまとめることを期待してお
	のか位置づけを明確にし、視聴者やケーブルテレビ、制作会社、権利者団体などのステイ	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	クホルダーの同意を得た上で、NHKのみならず民放も含め放送法、及び著作権法におけ	記述を追加しました。

1、(1) なお、常時同時配信とは… について

す。

「NHKが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、放送と同時にインター ネットを通じて配信すること」とありますが、定義が不明です。以下の点について明示す べきだと考えます。

る「放送同時配信」の定義を明示するよう総務省はじめ関係各省に求めるべきだと考えま

- 1、「NHKが放送するテレビ番組」とは衛星放送を含むのか、総合テレビと教育テレビ に限るのか
- 2、「そのまますべて」とは地域放送局の放送はそのまま当該放送地域に限定して配信す るのか。
- 3、全国放送の番組であっても、地域限定で放送される災害や選挙、ニュースなどの速報 スーパーは「そのまますべて」配信するのか。
- 4、「そのまますべて」の中に、二重音声、字幕放送、データ放送は含まれるのか。
- 5、通信環境によるディレイをどこまで「そのまま」と定義するのか。
- (2) <受信料制度の意義について>

放送法第15条に規定されるように「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受 信できるように… について

- ・ この規定は番組を提供することのみならず、放送電波の伝送路をNHK自ら確保し、国 民に懈怠なく届けることを意味しており、受信料はそのための負担も含まれると考えま す。衛星放送においても同様の伝送路を確保するための負担を別途衛星契約で国民に求め ています。同時配信の場合、「あまねく日本全国において受信できる」インターネット伝 送路をNHK自ら確保するのかどうか、明らかにすべきです。
- 2、(2) 【利用の契約がある場合に費用負担あり】

(受信料型の場合の検討)

「視聴環境設定者」は、常時同時配信について、放送に関するテレビ受信機(テレビの受 信設備)の設置に相当する行為を行なった者と考えられることから… の記載について

・ テレビ受信機の設置は、デバイスにおける環境のみならず、あらかじめ放送局やケーブ ル局などによって確保された伝送路(放送波)があることを前提としています。インター ネット網は必ずしも放送局が主体的に確保した伝送路ではないので、答申案のように「視 聴環境設定者」を定義するのは誤っていると考えます。

また、常時同時配信の必要性につい ては、引き続きNHKが視聴者・国民 にご理解いただけるよう説明に努める ことが必要と考えており、ご指摘を踏 まえ、答申にその旨の記述を追加しま した。

「視聴環境設定者」の定義が誤りで あるというご指摘については、そのご 趣旨が必ずしも明らかではありません が、常時同時配信を利用するために何 らかのアクションもしくは手続きをと り視聴可能な環境をつくった者を費用 負担者とする答申(案)概要および答 申の考え方には合理性があるものと考 えています。

既契約世帯の負担については、答申 (案) 概要の内容に基本的に賛成のご 意見と受け止めます。

放送の常時同時配信は、NHKが放 送するテレビ番組を原則としてそのま ますべて放送と同時にインターネット を通じて配信しようとするものであ り、放送の世界でNHKが果たしてい る公共性をインターネットを通じても 発揮するためのサービスと考えること ができ、受信料型を目指すことに一定 の合理性があると考えます。

団体名	で で で で 意見	委員会としての考え方
	【費用負担なし】	ただし、答申(案)概要および答申
	<すでに放送受信契約を結んでいる世帯の負担のあり方について>	において、現時点では有料対価型を含
	・ これは欧米における「TV Everywhere」のサービスであり、追加負担なしで利用できる	むその他の選択肢もあわせて検討して
	ことは当然だと考えます。ただし、その場合は受信契約を結んでいる地域放送局の放送と	おくことが必要としています。
	同等の同時配信が契約者に提供されることが前提であることを記載すべきだと考えます。	
	3、(2)	
	常時同時配信については、費用負担の性質も放送と同様に考えることが適切であるという	
	観点から… の記載について	
	・ 受信料はNHKによる番組提供と、あまねく受信できる伝送路の確保に対する負担金で	
	あり、伝送路を公衆インターネット網に頼る同時配信について、放送と同胞に考えること	
	は適切ではないと考えます。	
	・ しかも著作権問題などから、放送と同様の公共性を同時配信で国民に保障できないので	
	あれば、現状受信料型を目指すべきことに合理性はないと考えます。	
	・現状、公衆インターネット網を利用する同時配信を実施するのであれば、国民にあまね	
	く受信できるようにするため「費用負担なし」とすべきか、公衆インターネット網を前提	
	として契約を希望する視聴者に対する「有料対価型」とすべきです。	
	以上	
日本海テレビ	1) NHKの常時同時配信については、インターネット活用業務そのものが放送の補完であ	常時同時配信に関する具体的な考え
ジョン放送株式	るべきと考えます。それゆえ、国民・視聴者に対して、常時同時配信を実施する社会的意	
会社	表やニーズを丁寧に説明し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。しか	
五江	しながら本答申案では、同時配信がどのような位置付けなのか基本的な考え方が明らかに	
	されていません。さらに、現行の受信料制度との整合性も不明確であり、国民各層の合意	の記述を追加しました。
	を得るための議論に必要な十分な材料が提示されているとは言えません。	また、常時同時配信の必要性につい
	2)放送の二元体制は今後も維持されるべき重要な制度であり、本答申案の、「地域におけ	
	る二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民放への配慮も十	
	分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制を維持する観点か	
	- ら極めて妥当です。その意味で、十分な説明や国民の幅広い合意がないまま、NHKのイ	 踏まえ、答申にその旨の記述を追加し
	ンターネット活用業務がなし崩し的に拡大されていくことは、地方局にとって二元体制を	ました。
	棄損するものとして強く危惧しています。	
	3) 今後の答申案で、受信料制度全体との整合性についての考え方を明らかにする際には、	費用負担の性質については、受信料
	十分な時間をかけての意見募集の実施を要望するとともに、総務省「放送を巡る諸課題検	型を目指すことに一定の合理性がある
	討会」などでの議論を通じて、常時同時配信の基本的な考え方、「三位一体」改革の中で	と考える、としたうえで、スケジュー
	の位置付けを明確にし、国民的な議論に十分に時間をかけるべきと考えます。	ル感も十分に認識し、現時点で暫定措
	◆ 具体的な項目ごとの指摘	置を検討しておくことも有益である、
	1-(1) 検討の背景	としているところです。
	2020年の東京五輪を念頭に、その前年に常時同時配信を開始することを想定している	
	とのことですが、公共放送の使命として、東京五輪で同時配信を実施するのであれば、全番	
	組ではなく、五輪の中継や関連番組だけの同時配信でも十分に公共放送としての使命を果た	
	すと考えられます。したがって、東京五輪を名目にして、常時同時配信のあり方を、逆算し	
	て結論ありきで議論すること自体、国民に対して十分な説明を果たしているとは言えませ	
	h.	
	3-(4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について	
	放送の補完であるべきという前提に基づき、受信料制度全体との整合性が明確になるまで	
	は、「試験的提供」の枠内にとどめる形で同時配信を実施し、費用負担についての検討も進	
	めるべきで、暫定措置という考え方そのものを撤回することを要望します。	
	3-(6) 地域放送と常時同時配信の関係について	

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	地域ごとに段階的に実施をしていくことになるのであれば、地域間の不公平が生じること	
	になり、公共放送としての役割を果たせないことにつながる懸念があります。また、各地地	
	域においての二元体制を維持するうえでも、全国一斉に公平な実施が出来ることを要望する	
	と共に、そうした状況が整わないまま開始時期ありきで検討を進めるべきではないと考えま	
	す。	
株式会社テレビ	◆ 全体にかかる意見	常時同時配信に関する具体的な考え
信州	 ● NHKの常時同時配信については、NHKのインターネット活用業務そのものが放送の	 方や計画については、NHKにおいて
	│ │ 補完であるべきと考えます。国民・視聴者に対して常時同時配信を実施する社会的意義や	 速やかにとりまとめることを期待して
	 ニーズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民	 おり、ご指摘を踏まえ、答申にその旨
	 各層の合意を得ることが不可欠であると考えます。本答申案では、放送の補完としての位	 の記述を追加しました。
	 置付けなのか本来業務とするのかという基本的な考え方が明らかにされていないうえ、現	 また、常時同時配信の必要性につい
	 行の受信料制度との整合性がはっきり示されておらず、国民各層の合意を得るための議論	 ては、引き続きNHKが視聴者・国民
	 に必要な十分な材料が提示されているとは言えません。	 にご理解いただけるよう説明に努める
	 ● 常時同時配信のサービスを受けることのできるエリヤは通信事業者のインターネットイ	 ことが必要と考えており、ご指摘を踏
	│ │ ンフラの整備状況に左右されます。放送番組は放送事業者の責任により視聴者に届けられ	 まえ、答申にその旨の記述を追加しま
	│ │ るべきものです。そのような観点からも常時同時配信をNHKの本来業務とすることは不	した。
	適当と考えます。	
	 ● 「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民	 地域放送と常時同時配信の関係およ
	 放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制を	 び費用負担者の範囲については、答申
	 維持する観点から極めて妥当です。	 (案)概要の内容に基本的に賛成のご
	 ● 「受信料型を目指すことに一定の合理性あり」として受信料の負担を求める方向で答申	 意見と受け止めます。
	│ │ されていますが、常時同時配信が放送の補完であるべきという前提に基づくと「費用負担	
	│ │ なし」という選択も考えられます。地上波デジタル放送開始に伴いワンセグ放送が始まり	 ご意見募集の実施期間について、当
	│ │ ました。ワンセグ放送が放送の補完であるかどうかの議論のないままNHKは受信料負担	 委員会の検討にあたっては、今後とも
	 を求めています。携帯端末の利用状況を十分把握し、国民各層の合意を得ること重要と考	 必要に応じて意見募集を実施し、多く
	えます。	 のご意見をいただけるようにしていき
	 ● 今後の第2号諮問、第 3 号諮問への答申案で受信料制度全体との整合性についての考え	│ │たいと考えます。なお、諮問第2号お
	 方を明らかにする際には十分な時間をかけての意見募集の実施を要望するとともに、総務	 よび第3号の答申(案)概要について
	 省「放送を巡る諸課題検討会」などでの議論を通じて、常時同時配信の基本的な考え方、	 の意見募集は、2つの案件について同
	 「三位一体」改革の中での位置付けを明確にし、国民的な議論に十分に時間をかけるべき	 時に行うものであることも踏まえ、期
	と考えます。	 間を3週間としました。
	 ● 受信料あるいは追加の国民負担を求めるという極めて重要な問題であるにも関わらず、	
	2週間という期間での意見募集では十分な声が集約できないと考えます。	 費用負担の性質については、受信料
	● 今年度の「試験的提供」が実施されます。その結果を検討した後に「常時同時配信の負	型を目指すことに一定の合理性がある
	担のあり方について」の答申案を作成すべきだったと考えます。	と考える、としたうえで、スケジュー
	■ 2020年の東京五輪を念頭に、2019年からの常時同時配信開始という結論ありき	しずんし、ことが、バックロート

で答申や意見募集を行うのではなく、国民からの幅広い理解を得るための丁寧な説明を要|置を検討しておくことも有益である、 望すると共に、2019年開始に間に合わせるためだけの暫定的な措置を採るのではなしとしているところです。

して東京五輪で同時配信を実施するのであれば、全番組の常時同時配信ではなく、五輪の中 継や関連番組の同時配信だけでも十分に公共放送としての使命を果たすと考えられます。し たがって、常時同時配信のあり方を全て東京五輪から逆算して結論ありきで議論すること自 体、国民に対して十分な説明を果たしているとは言えません。

東京五輪に向けてその前年に常時同時配信を開始することを想定しているとのことです

が、公共放送の使命として国民的関心事であり、さらに海外からの来客のためのサービスと

く、しっかりとした制度設計が整ってから開始に踏み切ることを強く求めます。

◆ 具体的な項目ごとの指摘

● 1-(1) 検討の背景

団体名	ご意見	委員会としての考え方
団体 名	● 2-(2) 選択肢の比較・検討 「端末の所持・設置と常時同時配信の利用を直接結びつけることは、現状では理解が得られにくい」との指摘は、国民の情報端末での動画視聴時間を鑑みると極めて妥当です。市場の約4割を占める Apple 系の携帯端末は、地上波デジタル放送の受信機能が搭載されておりません。常時同時配信の費用負担者を「視聴環境設定者」とすることには合理性があるとしていますが、放送視聴に携帯端末があまり利用されていない実態から、多数の人が環境を設定しないことが予想されます。 ● 3-(4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について放送の補完であるべきという前提に基づき、受信料制度全体との整合性が明確になるまでは、「試験的提供」の枠内にとどめる形で同時配信を実施し、費用負担についての検討も進めるべきで、暫定措置という考え方そのものを撤回することを要望します。	安貝会としての考え万 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
株式会社フジテレビジョン	 ■ 常時同時配信やその費用負担につき、「視聴者・国民の理解を得ることが不可欠」とし、「受信料負担の公平性」「現行受信料制度との接合性」「放送制度上の整理」等が重視すべき観点や前提として挙げられていることは妥当と考えます。 一方で、答申案ではこれらの重要課題についての議論が十分進んでるとは言えない現状の中で、「受信料型を目指すことに一定の合理性がある」「暫定措置について現時点であわせて検討しておくことも有益」「『将来的な受信料型を想定した有料対価型』を検討すべき」等、踏み込んだ方向性が示されています。 また、他の諮問事項である「公平負担の徹底のあり方について」、「受信料体系のあり方について」より先行する形で本案のみが答申されており、他の諮問事項との関係性についても言及されていません。 今後、NHKが常時同時配信の検討を進めるにあたっては、重要課題についての整理をした上で、視聴者・国民、そして関係事業者の意見を十分汲み、国民的合意形成を図る必要があると考えます。 ■ NHKと民放の二元体制が維持されるべきとの考えは、適切と考えます。今後の同時配信等に関する検討はこの考え方に沿って進めていただくよう、要望します。 	引き続きNHKが視聴者・国民にご理解いただけるよう説明に努めることが必要と考えており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。 諮問第2号および第3号は、基本的にテレビ受信機を設置した者が支払う受信料に関するものであり、必ずしも諮問第1号と答申時期が同じである必要はないと考えたものです。これらについても、すでに答申(案)概要を公表して意見募集を開始しています。 地域放送と常時同時配信の関係につ
放送の自由は大		
事やないか研究会	でもな、世間さまは甘ないで。みんな思うとる。「スマホの時代に、NHK要るんかいな!?」	いては、メディア環境が大きく変化するなかで、視聴者・国民がインターネットを通じて「豊かで、かつ、よい
	ネットでも受信料取りたかったら、この問いに、納得いく答えを示してもらわなあかん。 よその国でも、裁判沙汰になったり、大騒ぎしとったやろ。誰でも、いつでも、どこでも情 報発信できるようになったのに、何でNHKだけ特別扱いせんならんのか。そもそも、公共	
	メディアって何なんか。「答申(案)概要」読んでも、分からへん。少なくとも、これから 言うことぐらいは、よう考えてえな。 1つめは、民主主義の危機に、何してくれるんかや。 あっちこっちの国で、マスメディアが報道することを、政府が端から否定したり、嘘呼ば	には意義があると考えています。また、今後のメディア環境等の変化に応
	わりしてる。おまけに、フェイスブックやツイッターで、政府が一方的な言い分を垂れ流すと、一部の支持者が「いいね!」とか囃し立てるようになってまった。メディアは民主主義には欠かせんのに、それが否定されとる。えらいこっちゃ。民主主義の危機やないか。	の実現に貢献していくことを期待して

常時同時配信に関する具体的な考え が、分断が進むネット社会で、公共メディアとして、どんな役割を果たし、民主主義の危機│方や計画等については、NHKにおい

もともと公共放送は、みんなが知らなあかん大事なことを広く伝えたり、政府が悪させんしました。

よう監視したりするもんのはずや。民主主義のための機関ちゅうてもええ。そやから、NH

Kは政府からも広告主からも独立できるよう、視聴者の受信料で支えられとる。そのNHK

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	を克服していくんか。筋道を見せておくんなはれ。もちろん、ニュース番組で政府の意向	て速やかにまとめることを期待してお
	ばっか解説して、「安倍さまのNHK」とか言われとったら、新しい受信料なんて取れへん	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	で。	記述を追加しました。
	2 つめは、ネットの商業主義への対応や。	
	ネット上では、商売の魂胆を隠した、怪しげな情報が飛び交っとる。グーグルとかのどで	ご意見は、NHKにおいて今後の事
	かいネット企業は、世界中の個人のプライパシーを集めて、一人ひとりに合わせた広告を出	業運営の参考にされるべきものと考え
	すことで、ボロ儲けや。魑魅魍魎の世界に、お殿様ぜんとしたNHKがネットに進出しても	ます。
	食われるだけや。YouTube にチャンネル開くのはええけど、オリンピックみたいな高い金で	
	買うた大事なコンテンツをそこに出すのは大概にしてな。やつらを儲けさせるだけやで。	
	それとな、ええ情報出しでもみんなに届かなきゃ意味ないわ。検索エンジン最適化とか言	
	うて、みんな必死やで。無法もんにどう立ち向かうのか、NHKは変なことできないだけに	
	難しいとは思うけど、頭使うて気張ってや。	
	3 つめは、ネット上に、市民の意見交換の場をつくれるかどうかや。	
	一方向の放送と違って、ネットは双方向で情報を発信できる。公共メディアとしては、ふ	
	つうの市民が自由に発言できて、異論を述べても炎上しないような場を設けるべきや。それ	
	がなければ、ネットメディアとは言えへん。同時配信やVODだけやったら、ただの放送も	
	どきで、ネットの受信料なんて正当化できへんがな。	
	それと、受信料をNHKだけで独占するんやなくて、一部をネット社会をよくするために	
	使うたらどや。ほかの会社や団体と協力して、フェイクニュースやヘイトスピーチをなくす	
	取り組みを進めたり、メディアリテラシーを広めたり、すぐれたジャーナリズム活動を表彰	
	したり。受信料収入は約7千億円もあるんやから、その3%(210億円)でも、相当なこ	
	とができるで。	
	4 つめは、視聴者の意向をNHKにどう反映させるかや。	
	ネットでも受信料は取るが、視聴者の言うことは聞かんー。それじゃ困る。これまで、受	
	信料を払うわしらの意向は、経営委員会や番組審議会を通じて、NHKの経営や番組編成に	
	反映されることになっとった。視聴者がNHKの株主ちゅうわけや。そやけど、わしら、株	
	主の実感ないわ。経営委員は首相のお友達ばっか任命されるし、その経営委員が選んだ会長	
	は「政府が右と言ったら、われわれが左と言うわけにはいかない」とか言い出すし。	
	受信料制度を見直すなら、視聴者がNHKをコントロールできる仕組みを再考せなあか	
	ん。不祥事の再発防止とかやなくて、これがほんとのガバナンス(組織統治)なんやから。	
	そういくことも考えずに、受信料を義務化するなんて、もってのほか。NHKがおかしなこ	
	とをやったら、視聴者が受信料不払いで意思を表示できるよう、支払い督促などの法的措置	
	もやめるべきや。	
	つらつら書いたけど、公共メディアとは何か、もっともっと議論せんならん。ほんまは、	
	「常時同時配信の負担のあり方について」だけ先に検討するんやなくて、受信料とガバナン	
	ス、NHKの業務範囲をまとめて考えなあかん。そこだけは、珍しく高市総務大臣と意見が	
	合うわ。	
	最後に、わしらのも含めて、寄せられた意見は全文ちゃんと公開してや。	
	以上	
中部日本放送株	NHKのインターネット常時同時配信に関して、公共放送として先導的な役割を果たすべ	常時同時配信の必要性については、
式会社	く、実施に向けて、さまざまな実証実験や、技術面を中心とした研究開発を行っていること	引き続きNHKが視聴者・国民にご理
	は妥当であると考えており、今後も民間放送事業者等とも共有し、協力関係を築いていくこ	解いただけるよう説明に努めることが
	とを期待します。	必要と考えており、ご指摘を踏まえ、
	しかし、今のところ、実証実験の結果を見ても、国民の側にそこまで高い需要があるとは	答申にその旨の記述を追加しました。
	思われないにも関わらず、2019年の実施ありきで議論が進められているという印象は否	また、常時同時配信に関する具体的
	めません。	な考え方や計画等については、NHK
		において速やかにまとめることを期待

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	拙速な方針決定により、放送法に定められているNHKの地方向け放送番組を有する義務	しており、ご指摘を踏まえ、答申にそ
	や民間放送の地域免許制度などの放送制度との不整合や、著作権等権利関係に関して放送と	の旨の記述を追加しました。
	通信における法的規律が大きく異なっているという状況などの課題が未解決のまま実施に至	
	ることは、民業の圧迫につながる恐れがあります。	
	また、受信料制度に関しては、その設定によっては、テレビ受像機でのネット受信を推し	
	進め、それが畢竟、民放の同時配信義務化につながっていくということも懸念されます。	
	同時配信については、民放への影響も十分考慮し、あくまでも放送の補完的な位置づけと	
	し、放送法との整合や、著作権等を適切に処理できる制度作りを整えたうえで、その必要性	
	や受信料制度との整合性に関する議論及び国民への説明を尽くし、進めていくことを要望し	
	ます。	
比日本放送株式 		常時同時配信に関する具体的な考え
会社	今回の答申(案)概要では、NHKの常時同時配信の費用負担を世帯単位の受信料型を基	方や計画等については、NHKにお
	本とし当面の現実的な対応までも書かれているが、NHKのみの事情に終始し、当然関係す	て速やかにまとめることを期待して。
	るであろう放送や通信事業全般に係る考察に欠ける自己中心的な検討であるという印象を受	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨
	ける。	記述を追加しました。
	● 常時同時配信の必然性	また、常時同時配信の必要性につ
	メディア状況の進展に合わせてNHKがインターネットを通じても公共性を発揮すべきと	ては、引き続きNHKが視聴者・国
	いうのは素直な発想かもしれないが、その手段が常時同時配信であるということの説明が為	にご理解いただけるよう説明に努め
	されていない。常時同時配信は放送と通信の概念規定を曖昧にし、この国の放送を支えてい	ことが必要と考えており、ご指摘を
	る様々な制度や仕組みを揺るがしかねない行為であり、放送法においてもNHKはテレビ国	まえ、答申にその旨の記述を追加し
	内放送の常時同時配信は実施できないものとされている。それに対する考察無しにNHKは	した。
	東京オリンピック・パラリンピックに向けて常時同時配信を本格的に開始することを想定	
	し、今回「常時同時配信の負担のあり方について」の検討を行っているのは乱暴な進め方で	インターネットにおける公共性に
	はないだろうか。受信料を徴収するために放送と同じものを配信する常時同時配信に拘って	いては、メディア環境が大きく変化
	いるのではないか。NHKの目的は「放送を行うこと」であり、インターネット活用業務は	るなかで、視聴者・国民がインター
	放送の補完であるべきと考える。常時同時配信を本来業務として行うには放送法の改正が必	ネットを通じて「豊かで、かつ、よ
	要であり、なし崩しに常時同時配信を拡大していくのは法制度を蔑にするものである。	放送番組」を普段から享受できるよ
	● 社会的な通信インフラ費用に関して	な常時同時配信の環境が実現し、N
	答申(案)概要では、配信の利用料と放送の受信料が混在することの N H K 内での経理の	Kが正確な情報で人と人を互いに"
	扱いに至るまでも検討されているが、常時同時配信が社会全体の通信基盤費用に与える影響	なぐ"という役割の向上を目指すこ
	については検討されていない。NHKが常時同時配信を行うことは他の放送事業者の動向に	には意義があると考えています。
	も影響を与え、社会全体で必要な通信インフラの規模を大きくする。情報通信審議会の(略	た、今後のメディア環境等の変化に
	称)放送コン委の資料では、放送コンテンツを含めた映像トラフィックが2020年には8	 じて、人々が必要とする公共的な価
	2%を占めるとの予測もある。このような観点からの社会的費用に関する検討が為されない	 の実現に貢献していくことを期待し
	ままNHK内の経理の扱いについてだけ記されていることも先に述べたように自己中心的な	 います。ご指摘を踏まえ、答申でそ
	検討と捉えられる理由の一つである。NHKが常時同時配信を本来業務とすることは、国全	旨が明らかになるように記述を追加
	体で同じ番組を放送でも通信でも流す情報通信インフラを構築することに繋がり、その場合	ました。
		3.3,20

● 非常災害時等の対応について

「非常災害時等のアクセス増加により配信量が著しく増加した場合の通信環境全体への影響」は現在技術的な課題とされているが、NHKが常時同時配信を本格的に開始するのであれば事前に具体的な解決策を確立しておくべきである。東京オリンピック・パラリンピックに向けて常時同時配信を本格的に開始するとのことだが、解決策が曖昧であれば常時同時配信が行われていることによって非常災害時等にはこれまで以上に通信回線の状況が悪くなるのではないかと懸念する。

の社会的な費用負担のあり方についても考察して是非を判断すべきである。

● 放送の地域性について

団体名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	委員会としての考え方
	答申(案)概要では、地域放送と常時同時配信の関係について、「NHKの役割・機能を	
	構成する重要な要素である地域性の観点から、常時同時配信においても地域放送を配信する	
	ことが求められるものと考える」としている一方で、「NHKのすべての放送局が一斉に常	
	時同時配信を開始することは課題が多いので現実的な進め方をNHKにおいて検討する必要	
	がある」としている。これは具体的には例えば大都市圏の放送の配信からスタートするとい	
	うことでしょうか。 放送における地域性は多元性、多様性と並ぶ重要な法の目的ですが、	
	地域放送の配信を費用や設備の面から課題が多いので実施主体であるNHKにおいて現実的	
	な進め方をするというのは、地域性重視の姿勢を取り繕っただけではないか。	
	● インターネットにおける放送の公共性について	
	従来のNHK会長の諮問による報告書では、公共放送の担い手とNHKという組織を分け	
	た書かれ方が為されてきた。しかしながら今回の答申(案)概要は、公共放送であるNHK	
	がその役割をインターネットでも果たしていくのは当然のこととして書かれている。しかし	
	インターネットにおいて公共放送の役割を果たすとは、テレビ放送を常時同時配信すること	
	でしょうか。そこに世帯単位の受信料制度を維持するという意図はないのでしょうか。さら	
	にNHKはこれまで何ら遜色なく公共放送の役割を果たしてきたのでしょうか。インター	
	ネットが広く普及した社会における放送の公共性についてより深い議論が必要であると考え	
	る。NHKには拡大より英知を期待する。	
株式会社テレビ	◆ NHK受信料制度等検討委員会は「常時同時配信の負担のあり方について」答申(案)	諮問第2号および第3号は、基本的
明日	概要を公表し、常時同時配信だけでNHKのテレビ番組を視聴する世帯に対しても受信料	にテレビ受信機を設置した者が支払 ³
	の負担を求めることが可能であるとの見解を示しました。しかしながら、本検討委員会に	受信料に関するものであり、必ずしま
	は、この他に「公平負担徹底のあり方について」(諮問第2号)、「受信料体系のあり方	諮問第1号と答申時期が同じである。
	について」(諮問第3号)といった密接に関係し合う2つの事項が諮問されており、常時	要はないと考えたものです。これらい
	同時配信を検討するにあたっては、これら2つの諮問と併せて検討を進めることが不可欠	ついても、すでに答申(案)概要を
	と考えます。	表して意見募集を開始しています。
	◆ 「放送を巡る諸課題に関する検討会第一次取りまとめ」でも、「NHKの業務・受信	
	料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが	常時同時配信に関する具体的な考え
	必要である」とする"三位一体改革"が提言されており、常時同時配信はこの三位一体改革	方や計画等については、NHKにお
	の中で検討が行われるべきだと考えます。	 て速やかにまとめることを期待してる
	◆ 答申案は常時同時配信の財源を受信料型にするのか、有料対価型にするのかといった財	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	源問題に検討の多くを割く一方で、常時同時配信が、既に受信契約のある世帯のサービス	記述を追加しました。
	向上・拡大を目指すのか、テレビ離れが加速していると言われる若年層への視聴対象	また、常時同時配信の必要性につ
	(リーチ)拡大に重きを置くのか、またNHKの業務規程上、放送と並ぶ本来業務と位置	│ │ては、引き続きNHKが視聴者・国
	付けるのか、現行のインターネット業務の一環として任意業務として実施するのか、など	 にご理解いただけるよう説明に努め

の基本姿勢やサービスイメージが明確ではなく、負担を求める視聴者・国民の理解を得る|ことが必要と考えており、ご指摘を踏 まえ、答申にその旨の記述を追加しま

した。

費用負担の性質については、受信料 型を目指すことに一定の合理性がある と考える、としたうえで、スケジュー ル感も十分に認識し、現時点で暫定措 置を検討しておくことも有益である、 としているところです。

地域放送と常時同時配信の関係につ いては、答申(案)概要の内容に基本 的に賛成のご意見と受け止めます。

◆ 答申案には、NHKが「平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピック

に向けて平成31年には常時同時配信を本格的に開始することを想定している」との記載

があり、答申案はこのスケジュールを前提に検討されたと思われますが、受信料制度と常

時同時配信のあり方はNHKの根幹にかかわる検討テーマであり、常時同時配信は、開始

時期ありきではなく、放送制度、技術的課題、権利処理、コスト規模、民間事業への影響

といった幅広い観点から、国民視聴者、関係者の幅広い理解を得た上で実施されるべきも

◆ 答申案はさらに「受信料型は多岐にわたる論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること

等に時間がかかることも予想されるため、現時点では、有料対価型や、一定の期間は利用

者に負担を求めないといった当面の暫定措置についても検討しておくことが必要である」

と提言していますが、スケジュールを優先するための「暫定措置」導入に強い違和感を覚

えます。また、「当面の間」は長期間になりがちであること、さらに特殊な負担金という

上で不十分な内容と考えます。

のと考えます。

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	位置付けの「受信料型」と、視聴の対価という「有料対価型」が併存することの悪影響も 懸念されることから、国民・視聴者の理解を得るまでの間は、試験的な運用で対応するこ とを検討すべきと考えます。 ◆ 答申案の「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者 である民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二 元体制を維持する観点から極めて妥当と考えます。NHKは放送法81条第1項第2号で 「地域向けの放送番組を有するようにすること」と規定されており、常時同時配信におい ても地域制御を導入すべきと考えます。 以上	
一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会	日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示されたNHK受信料制度等検討委員会「常時同時配信の負担のあり方について」答申(案)について、下記の意見を述べる。 当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてNHKのインターネット利用を容認してきた。ただし、利用が放送の補完の範囲にとどまり、受信料制度との整合性がはかられ、民間事業者との公正な競争環境が確保されることが前提である。 本答申(案)はNHK上田会長の諮問、すなわち①常時同時配信の負担のあり方②公平負担徹底のあり方③受信料体系のあり方——のうち①に対する部分答申にとどまった。答申範囲を限定した結果、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」がNHKに求めた業務・受信料・経営という「三位一体改革」の視点が欠落し、受信料体系におけるインターネット事業の位置づけが不明確な内容となった。 本答申(案)は、常時同時配信について「受信料型を目指すことに一定の合理性がある」としながら、一方では「特殊な負担金」と理解されてきた受信料の定義を一変させる「有料	諮問第2号および第3号は、基本的にテレビ受信機を設置した者が支払う受信料に関するものであり、必ずしも諮問第1号と答申時期が同じである必要はないと考えたものです。これらについても、すでに答申(案)概要を公表して意見募集を開始しています。 常時同時配信に関する具体的な考え方や計画等については、NHKにおいて速やかにまとめることを期待しており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。
	対価型」や、負担の不公平感を増幅させかねない「一部無料提供」など新たな負担のあり方を提案し、受信料とは別会計のNHKオンデマンドで有料提供している「見逃し配信」との一体運用の可能性にまで言及するなど、現行の受信料制度と大きくかい離した部分も多い。 県紙や県域テレビ・ラジオ局などから強い懸念が出ている「地域制限」に関する仕組みも不明確で、2019年度の常時同時配信開始ありきの性急な答申(案)と言わざるを得ない。 16年度に実施した実証実験「試験的提供B」で、同時配信の利用率が6%にとどまったことに触れておらず、視聴者ニーズの検証がないことも問題だ。 NHKのインターネット事業は放送を補完するものと定義されている。受信料制度等検討委員会が、常時同時配信に関する負担のあり方について答申するのであれば、まず受信料体系にインターネット事業をどう位置付けるかを示し、さらには具体的なサービス内容や必要経費などを明らかにしたうえで、その妥当性について視聴者国民の判断をあおぐべきだ。残る諮問事項については、より広い視野に立った答申(案)を示すことを求めたい。	また、常時同時配信の必要性については、引き続きNHKが視聴者・国民にご理解いただけるよう説明に努めることが必要と考えており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。 なお、有料対価型は、受信料とは異なる考え方に基づく費用負担の選択肢として検討したものです。
株式会社中国放送	NHKの常時同時配信についてはニーズが不明確なうえ、制度改正の方向性、サービスの規模やコストなどすべての面において判断材料が不足している中で、実施ありきの議論が進められようとしています。このような状況において受信料制度に基づく「常時同時配信の負担のあり方について」早急な結論を導き出すことには反対です。 当社は、地域の人々が中央からの情報だけでなく地元の情報を過不足なく受け取ることのできる「情報の地方分権を守る」を地域の皆様に約束しています。その実践のためには経営基盤の安定が不可欠です。 常時同時配信には膨大なコストが予想されます。制度改革についての真摯な議論と説明がないまま進められれば、NHKの際限のない肥大化を招き、民間放送局、特にローカル局の経営に重大な影響を及ぼす恐れがあります。	必要と考えており、ご指摘を踏まえ、

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	答申案に「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者で	地域放送と常時同時配信の関係につ
	ある民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」(P16 下から3行目)	いては、答申(案)概要の内容に基本
	との考え方が示されたことは適切であると判断します。	的に賛成のご意見と受け止めます。
	答申案には「地域放送を配信することが求められる」(P16 下から7行目)とされて	
	いますが、地域免許制度のもとで番組を放送するローカル民放の当社にとっては、NHKが	
	今年度の試験的提供実験に盛り込む予定の「地域制限」の考え方が重要であるととらえてい	
	ます。NHKが地域制限の持つ意味について十分理解の上、常時同時配信にかかる経費と	
	ニーズを開示したうえで受信料との関係を丁寧に説明し、広く国民・地域に意見募集すると	
	ともに、地方民放局の意見にも耳を傾けるよう強く要望します。	
西日本放送株式	■ 全体にかかる意見	常時同時配信に関する具体的な考え
会社	◇ NHKの常時同時配信は、あくまで放送の補完であることを前提として、コストの試算	方や計画については、NHKにおいて
	やコストと受信料の関係など、重要な課題について早急に明らかにすべきです。その上	速やかにとりまとめることを期待して
	で、国民全体の問題として幅広く議論し、時間をかけて国民の合意を得る必要があると考	おり、ご指摘を踏まえ、答申にその旨
	えます。その意味では、本答申案では放送の補完としての位置付けなのか本来業務とする	の記述を追加しました。
	のかといった基本的な考え方が明らかにされておらず、国民各層の合意を得るための議論	また、常時同時配信の必要性につい
	に必要な十分な材料が提示されているとは言えません。	ては、視聴者・国民にご理解いただけ
	◇ 本答申案で、「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当	るよう、引き続きNHKが説明に努め
	事者である民放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送	ることが必要と考えており、ご指摘を
	の二元体制を維持する観点から極めて妥当であると考えます。その意味で、NHKの常時	踏まえ、答申にその旨の記述を追加し
	同時配信が十分な説明や国民の幅広い合意がないまま、拡大されていくことは二元体制を	ました。
	棄損するものとして危惧します。	
	◇ 費用負担のあり方について、「受信料型を目指すことに一定の合理性あり」、としなが	試験的提供の実施やその結果の民放
	らも「制度検討に時間がかかることが予想される」と、検討作業がまだ不十分な段階であ	事業者等との共有については、NHK
	り、当面の暫定措置として、有料対価型や一定の期間は無料での実施に言及しています	において適切に対応するものと考えて
	が、受信料型との両論併記では何も決まっていないと言えます。	います。
	◇ 総務省「放送を巡る諸課題検討会」での議論を通じて、常時同時配信の基本的な考え	
	方、「三位一体」改革の中での位置付けを明確にして、国民的な議論に十分に時間をかけ	費用負担の性質については、受信料
	るべきと考えます。	型を目指すことに一定の合理性がある
	◇ 今年度の「試験的提供」から得られた具体的なデータを民放事業者などとも共有すると	と考える、としたうえで、スケジュー
	共に、国民的な議論への有用な材料として公開することを要望します。	ル感も十分に認識し、現時点で暫定措
	◇ 国民からの幅広い理解を得るための丁寧な説明を要望すると共に、2019 年開始に間に	置を検討しておくことも有益である、
	合わせるために暫定的な措置を採るのではなく、しっかりとした制度設計が整ってから開	としているところです。
	始に踏み切ることを要望します。	
	■ 具体的な項目ごとの指摘	認証については、技術的な側面、ア
	◇ 1-(1) 検討の背景	プリケーション等のメディア環境の動
	東京五輪は、公共放送の使命として国民的関心事であり、さらに海外からの来客のための	向の側面等から、何をもって認証する
	サービスとして東京五輪で同時配信を実施するのであれば、全番組の常時同時配信ではなく	か、実現可能な方法を具体的に検討す
	ても、五輪の中継や関連番組の同時配信だけでも十分に公共放送としての使命を果たせると	る必要があり、その際、NHKにおい
	考えます。	て、考え方や仕組みについて視聴者・
	◇ 3-(4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について	国民の理解が得られるよう努めること
	一定の期間を設定して利用者に費用負担を求めない運用も検討するという想定について	
	は、受信料の公平負担という考え方から逸脱し、受信契約者から見ると不公平感が生じま	にその旨の記述を追加しました。
	す。受信料制度全体との整合性が明確になるまでは、「試験的提供」の枠内にとどめる形で	
	同時配信を実施し、費用負担についての検討も進めるべきと考えます。	
	◇ 3-(6) 地域放送と常時同時配信の関係について	
	「NHKのすべての地域放送局が一斉に常時同時配信を開始することは、費用の面からも	
	設備の面からも課題が多いので、現実的な進め方について十分に検討する必要がある」と記	

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	載されていますが、段階的であれば地域間の不公平が生じるので、開始と同時に一斉に公平な実施がおこなわれることを要望します。 ◇ 4-(2) 認証の厳格性と簡便性 「以上により、認証の厳格性と簡便性とのバランスを考慮し、視聴可能としたうえで認証する「ゆるやかな認証」とすることが適当である」と記載されていますが、表現が曖昧なため如何様にもとれるので明確化を希望します。	
株式会社テレビ東京	「常時同時配信の負担のあり方」を考えるうえで、最も重要な論点は「受信料制度との整合性」である。NHK受信料制度等検討委員会には「負担のあり方」のほか「公平負担徹底のあり方」「受信料体系のあり方」が諮問されており、これら3点は併せて評価されるべきものと考える。また、おおもとには「NHKの公共性がネットの時代にどう位置づけられるべきか」という課題があり、これは総務省『放送を巡る諸課題に関する検討会』で議論されているNHKの業務・受信料・経営の「三位一体改革」と併せて検討されるべきものと考える。答申案では「既に放送受信契約を結んでいる世帯に対しては(中略)常時同時配信を追加負担なしで利用できるようにすることが適当である」としているが、常時同時配信の実施のためには、放送番組の権利処理をはじめ、大規模な設備投資や運用経費などが新たに必要とされる。設備投資に数十億円、運用経費には最大で百億円が掛かるとのNHK試算もあり、これに加えて権利処理の費用が発生することとなる。常時同時配信の実施により、NHKを視聴する際に「放送のみ」「配信のみ」「放送+配信」と異なった態様が生じることとなる。それぞれの利用者が納得する公平負担の方法はどのようなものか。また「常時同時配信のサービスの設計にあたっては(中略)見逃し配信をあわせて提供する考え方もある」との答申案に対して、どこまでのサービスへの対価の設計とするのか。より丁寧に議論が深められていくことを希望する。	諮問第2号および第3号は、基本的にテレビ受信機を設置した者が支払う受信料に関するものであり、必ずしも諮問第1号と答申時期が同じである必要はないと考えたもので案)概要を公表して意見募集を開始しています。 常時同時配信に関する具体的な考え方や計画等については、NHKにおいて速やかにまとめることを期待しており、ご指摘を踏まえ、答申にそのの記述を追加しました。 見逃し配信を常時同時配信とあわせて提供する考え方については、答申においては、答申においては、答申において、さらに検討していく必要がある旨を述べています。
株式会社東京放送ホールディングス	は理解します。 しかし常時同時配信に関しては、総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」でも提言さ	にテレビ受信機を設置した者が支払う 受信料に関するものであり、必ずしも 諮問第1号と答申時期が同じである必 要はないと考えたものです。これらに ついても、すでに答申(案)概要を公 表して意見募集を開始しています。 常時同時配信に関する具体的な考え
株式会社テレビ新潟放送網	NHKは6月13日、「放送法第20条第2項2号および第3号の業務の実施基準(インターネット実施基準)の変更案」を公表しました。このインターネット実施基準の変更は平成29年度の「試験的な提供」実施のためとしておりますが、ローカル局に大きな影響を与える常時同時配信の実施を前提したものであることは明白であり、変更案に強く反対をいたしました。 NHKは今回、インターネット実施基準の変更案に対する意見募集の締め切りと同時に、今度は「常時同時配信の負担のあり方」答申(案)を発表しました。「試験的提供」を経て、国	引き続きNHKが視聴者・国民にご理解いただけるよう説明に努めることが必要と考えており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。また、常時同時配信に関する具体的

団体名	。 ご意見	委員会としての考え方
	民全体で広く論議し、合意を得るべき、常時同時配信の負担のあり方について、それを待た	において速やかにまとめることを期待
	ず、答申(案)を発表したことは、「試験的提供」のすぐ先に、常時同時配信を制度化して実	しており、ご指摘を踏まえ、答申にそ
	施するという既定路線が明らかに見えています。	の旨の記述を追加しました。
	放送番組の常時同時配信は、ローカル民放局の経営に影響を与える大きな問題です。地上波	
	番組の常時同時配信によって、地上波番組の視聴率は毀損され、ローカル民放局の収益は必ず	
	や低下し経営基盤は弱体化します。	
	また、無秩序な常時同時配信が行われれば、各地域で、全国ネット番組の放送を独占的に	
	行っているローカル局の必要性が薄れ、存立基盤を大きく揺るがすことになります。	
	これは同時に、民放ネットワーク体制のあり方に大きく影響し、現行の地域免許制度など放送	
	制度の根幹が崩れることに繋がります。昨年度、NHKが実施した「試験的提供」では、同時	
	配信の利用者はわずかに6%でした。今年度の「試験的提供」の対象には冬季五輪が含まれて	
	おり、利用者は増加するものと思われますが、若年層から高齢増まで広く視聴される五輪コン	
	テンツであるが故であって、その検証結果を持って即、常時同時配信に事業性があるというの	
	は拙速の極みです。	
	一方で、ローカル局にとって、常時同時配信の事業性は将来的に見ても全く見出せません。	
	回収困難な、常時同時配信を実施するための多額の費用のため、ローカル局が常時同時配信を	
	実施できない場合には、地方の多様な意見や情報を国民に届けることができず、情報の一極集	
	中化、裏返せば、中央と地方の情報における双方向性の毀損が進み、国民の知る権利に応えら	
	れないことになります。併せて、NHKの地域放送局が常時同時配信を開始し、他のローカル	
	局が実施できない場合には、地方内で多様な意見や情報の選択肢がなくなり、これに伴って意	
	見の偏りによる不公平性や情報の不正確性が発生することになります。	
	さらに、NHKの常時同時配信の負担のあり方によって、NHKのさらなる収入源が安定的	
	になることで、NHKと民放局の収益格差が拡大することは、番組制作面での格差が拡大する	
	ことに繋がり、民放局の事業圧迫とともに、自助努力だけでは補えない情報格差に繋がる可能	
	性があることを強く懸念します。地方は、元々在る経済や所得格差に加えて、人口減少や景況	
	回復の遅れが如実に顕れており、ローカル民放局にとっての経営環境は一層の厳しさを増して	
	おり、この状況は今後も続くものと推測せざるをえません。NHK以外の、複数の地域放送局	
	の存在があってこそ、地域に、そして全国へ、必要且つ正確な情報を提供することが可能であ	
	 り、その役割を安定的且つ継続的に果たしてゆくためには、ローカル局が磐石な経営基盤を確	
	 立することが重要であり、それを揺るがす、放送番組の常時同時配信には強く反対をしており	
	ます。	
	 今回の「常時同時配信の負担のあり方」は、常時同時配信を早期に実施するためのものであ	
	り、到底認めることはできず、強く反対することを表明いたします。	
 中京テレビ放送	NHKの常時同時配信については、国民・視聴者に対して常時同時配信を行う意義、制	 常時同時配信の必要性については、
株式会社	度改正の方向性、サービス規模、コストなどの具体的な実施計画を示し、幅広く丁寧な説	視聴者・国民にご理解いただけるよ
	明・議論を行い、広く国民の合意を得ることが不可欠だと考えます。	う、引き続きNHKが説明に努めるこ
	◆ NHKの常時同時配信については、放送の補完業務であるべきだと考えます。本答申案	
	では常時同時配信が放送の補完業務なのか本来業務なのかの考え方が明らかになっていま	
	せん。一方、7月4日開催の「放送を巡る諸課題に関する検討会」の席上では、NHKは	た。
	常時同時配信を「将来的には本来業務とする」旨、言及されました。遅延や画質などの問	^c。 また、常時同時配信に関する具体的
	題をはじめとして、常時同時配信を本来業務とするには根本的に、無理があると考えま	な考え方や計画等については、NHK
	とはしめとして、 市内内内配信で本人来物でするには低本的に、 無生がめるとうため す。	において速やかにまとめることを期待
		こので、くないのになっていることが対付

しており、ご指摘を踏まえ、答申にそ の旨の記述を追加しました。

試験的提供の実施やその結果の民放 事業者等との共有については、NHK

◆ 総合的な放送文化の維持・発展のためにはNHKと民放の二元体制は今後も維持される

重要な制度だと考えます。放送の多様性の担保、視聴者の選択肢の確保という観点におい

ても、今後も放送の二元体制は維持されるべきだと考えます。NHKのインターネット活

用業務が十分な議論と国民の合意がないまま拡大されていくことは、NHKの更なる肥大

団体名	ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	委員会としての考え方
	化を招き、放送の二元体制を棄損する恐れがあると考えています。民間放送事業者への影	において適切に対応するものと考えて
	響について十分に配慮し、同意を得ながら進めることを要望いたします。	います。
	◆ 国民から直接費用を徴収し、常時同時配信を行うことは、広く国民各層の理解を得るこ	
	とが不可欠です。本答申案では現行の受信料制度との整合性がはっきりと示されておら	
	ず、議論に必要な材料が提示されているとは言えません。費用負担に対する合意がない状	
	況下では常時同時配信は実施すべきではないと考えます。今後、十分に議論を尽くすべき	
	だと考えます。また、NHKがどのような型にせよ、有料事業として過度に拡大させるこ	
	とは民間放送事業者との関係性において民業圧迫になる恐れがあるため、一定の節度が必	
	要だと考えます。	
	◆ 今年度の「試験的提供」で得られるデータや詳細の分析結果などの知見を共有・開示し	
	ていただくよう要望いたします。特に、地域制御は地域免許制である民間放送事業者には	
	関心の高い項目です。また、情報の開示は広く国民の理解を得るためにも有用だと考えま	
	す。	
	以上	
メディア総合研	・ 答申は「常時同時配信の負担のあり方について」のみを対象としているが、そもそも常	常時同時配信に関する具体的な考え
究所	時同時配信、答申にいう「NHKが放送するテレビ番組を、原則としてそのまますべて、	方や計画等については、NHKにおい
	放送と同時にインターネットを通じて配信すること」がNHKの業務としてどのように位	て速やかにまとめることを期待してお
	置づけられるのかの言及がない。現在、インターネットへの一般向け番組提供は、NHK	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	の必須業務ではなく、任意業務となっている。これを必須業務とすることは、十分な議論	記述を追加しました。
	と根拠が必要となる。議論の前提として、インターネットでの番組配信を現在の任意業務	
	から必須業務とすべきと考えているのか、考えているとすればその根拠を明らかにしてほ	NHKの受信料額は国会がNHKの
	しい。	収支予算を承認することによって定め
	・ 一般的に費用を求める際には、積算根拠を示した上で料金設定を行う。しかし、本答申	られることになっており、受信料型が
	においては、「受信料型」と「有料対価型」という形式論のみが先行され、常時同時配信	実現した場合は、同様の仕組みによる
	の積算根拠は明らかになっていない。これでは国民が「常時同時配信の負担のあり方につ	ことになると考えられ、視聴者・国民
	いて」是非を判断できない。議論の前提としての積算根拠を可能な限り開示すべきであ	の理解を得られる適切な水準を検討す
	る。	ることになると考えます。なお、地上
	・ そもそも現行の受信料制度においても、地上契約は「NHKの事業の維持運営のための	契約と衛星契約の契約種別は、実際に
	特殊な負担金」である「受信料型」だが、衛星契約においては「有料対価型」であり、実	どの波を受信しているかではなく、ど
	質的には「受信料型」+「有料対価型」で運用されている。今回の検討では、なぜ現行制	の波を受信することができる受信設備
	度の問題点が検討された形跡がないのか、理由をのべてほしい。	を備えているかに応じた区分であり、
	・ インターネット常時同時配信は、NHKがインターネット事業にさらにコミットするこ	衛星契約と有料対価型とは異なるもの
	とを示しており、将来的にNHKが通信分野に進出していく可能性も想定される。放送法	と考えます。
	に基づく特殊法人NHKが通信分野に進出していくことのメリットやデメリット、またど	
	こまで進出することが許されるかの限度についても言及すべきである。	ご意見募集の実施期間について、当
	・ 本パブリックコメントは、答申発表の6月28日から7月11日という2週間にも満た	委員会の検討にあたっては、今後とも
	ない期間での意見提出を求めている。これでは意見をまとめて文書で提出することは難し	必要に応じて意見募集を実施し、多く
	い。NHKも、パブリックコメントの設定に関しては、行政手続法に定められている「意	のご意見をいただけるようにしていき
	見の提出期間は、原則として案の公示日から起算して30日以上」に準拠すべきと考え	たいと考えます。なお、諮問第2号お
	వ .	よび第3号の答申(案)概要について
	以上	の意見募集は、2つの案件について同
		時に行うものであることも踏まえ、期
		間を3週間としました。
関西テレビ放送	● 今回、検討委員会に諮問された3件はいずれも受信料に関して非常に関連性の深いもの	諮問第2号および第3号は、基本的
株式会社	であることから、その1件だけの答申案提示では評価しづらい部分があり、全件の答申案	にテレビ受信機を設置した者が支払う
	が提示されたうえで広い観点から検討されるべき点も多いのではないかと考えます。さら	受信料に関するものであり、必ずしも

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	には総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」で取り上げられている、いわゆる「NHKの業務・受信料・経営の三位一体改革」の考え方に基づく、より体系的な議論が必要であると考えます。 ● 答申案の中では"通信だけでNHKのテレビ番組を見ることになる世帯"に対しても受信料の負担を求めることが可能という見解が示されていますが、これは常時同時配信をNHKの本業の中に位置づける方向なのか、あるいは従来からの受信料制度との整合性は取れるのか、など不透明な部分があります。その意味からも前記のようにより体系的な議論が必要かと考えます。 ● 答申案からは2020年度の常時同時配信稼働を前提にしたスケジュール感の中で検討されたようにうかがえます。常時同時配信については費用負担だけでなく、技術的システムや権利処理の問題など解決すべき課題も多いことから、よりさまざまな点での検討を慎重に行うことが望ましいと考えます。とりわけ費用負担については広く国民の理解を得ることが必須であり、その意味において今回NHKが意見の募集を行ったことは評価できますが、国民や視聴者に対してより一層丁寧な説明を行うべきではないかと考えます。	諮問第1号と答申時期が同じである必要はないと考えたものです。これらについても、すでに答申(案)概要を公表して意見募集を開始しています。 常時同時配信に関する具体的な考え方や計画等については、NHKにおいて速やかにまとめることを期待しており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。また、常時同時配信の必要性については、引き続きNHKが視聴者・国民にご理解いただけるよう説明に努めることが必要と考えており、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の記述を追加しました。
株式会社宮城テレビ放送	〈全体にかかる意見〉 NHKの常時同時配信については、国民(視聴者)に対し補完であるべき常時同時配信を実施する社会的意義や必要性を丁寧に説明し、制度改正の具体的な実施計画を示し、国民各層の高意を得ることが大切であると考えます。この答申案では、現行の受信料制度との整合性がはっきりと示されておらず、また、放送の補完的な位置づけであるのか、といった基本的な考え方が明確ではないので、国民各層の合意を得るための議論に必要な十分な材料が提示されていません。放送の2元体制は、現在も将来的にも重要な制度であると考えますが、「地域における一方の当事者である民放への配慮も充分考慮しつつ・・・」との記述は、当然です。しかし、上記の如く国民の幅広い合意が無い中でなし崩し的に拡大されることは、二元体制を毀損するのではないかと危惧しています。また、当面の暫定措置として、有料対価型や一定期間の無料での実施について言及されていますが、実質的に何も決まっていないように思われます。従って、この後の諮問に対する答申では、受信料体系全体との整合性について、「三位一体」改革での位置づけを明確にし、国民的議論をし尽くして欲しいと考えます。特に、受信料或いは国民負担を追加して求めるという非常に重要な問題であるにも拘らず、2週間での意見募集は、十分に意見を集約したとは言えないと考えます。3 - (6) 改めて・・・NHKには、「地域向けの放送番組を有するようにすること」が求められていますが、常時同時配信についても地域放送が求められるわけで、「NHKのすべての地域放送局が一斉に常時同時配信を開始することは、費用の面からも設備等の準備の面からも課題が多い」という答申の通り、NHK地域放送局と民放ローカル局という地域における二元体制を維持するためには、一方の当事者であるローカル民放局への配慮は、欠かせないものであります。このことへの意見集約、そして議論が十分に行なわれなければ、地方にける二元体制が毀損するのではないか危惧します。	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の 記述を追加しました。 また、常時同時配信の必要性につい ては、視聴者・国民にご理解いただけ るよう、引き続きNHKが説明に努め ることが必要と考えており、ご指摘を 踏まえ、答申にその旨の記述を追加し
讀賣テレビ放送 株式会社	全体に対して ● NHKのインターネット活用業務は放送の補完であり、常時同時配信は、放送の補完の範囲内において、実施の可否を含めて議論されるべきものと考える。 ● NHKは、常時同時配信について、その意義、国民のニーズ、財源やコストに関して、自らの考え方を説明し、国民各層が参画できる議論を経て、実施について、国民的な合意を得ることが不可欠であると考える。	常時同時配信に関する具体的な考え 方や計画については、NHKにおいて 速やかにとりまとめることを期待して おり、ご指摘を踏まえ、答申にその旨 の記述を追加しました。

委員会としての考え方 団体名 ご意見 ● NHKは、平成29年度の同時配信の試験的提供で、調査範囲を拡大し、テレビ受信機 を持たない層のニーズも調査するとしているが、その調査を待たず、また、2019 年から|ては、視聴者・国民にご理解いただけ 開始を想定している常時同時配信に、どのくらいのコストをかけて実施するという説明も 無い状態では、議論をするための判断材料が不足していると言わざるを得ない。 ▶ また、「放送を巡る諸課題に関する検討会第一次取りまとめ」で業務・受信料・経営の|踏まえ、答申にその旨の記述を追加し 在り方という三位一体改革が提言されているが、NHKのテレビ放送の常時同時配信の実 | ました。 施自体も三位一体改革の中で検討が行われるべきであり、NHKのテレビ放送の常時同時 配信ありきで、その負担のあり方に対しての議論のみ、先行すべきでないと考える。 ● 平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピックを念頭に、2019年|委員会の検討にあたっては、今後とも からの常時同時配信開始という結論ありきではなく、国民の理解を得るために、NHKは 丁寧に説明を行うべきである。 ● 2019年開始に間に合わせるために暫定的な措置を採るのではなく、国民各層と十分 | たいと考えます。なお、諮問第2号お に議論を尽くして制度設計を整えてから開始を決定することを強く求める。 動送の二元体制は今後も維持されるべき重要な制度と考える。NHKのインターネット | の意見募集は、2つの案件について同 活用業務が十分な説明や国民の幅広い合意がないまま、なし崩し的に拡大されていくこと|時に行うものであることも踏まえ、期 は、地域における二元体制を毀損するものとして強く危惧する。 ● 受信料制度の見直しという重大な答申案にもかかわらず、意見募集の期間がわずか2週 間であることは、国民の意見を広く聞くという意味ではきわめて不十分と言わざるを得な い。NHKは、十分長い期間を取ったうえで、国民各層から意見を募り、それを計画に反 映すべきである。 1-(1) 検討の背景について います。 ◆ 公共放送の使命として国民的関心事であり、さらに海外からの来客のためのサービスと して東京五輪で同時配信を実施するなら、その前年から全番組の常時同時配信を開始する のではなく、五輪期間中及びその前後の期間に、同時配信試験的提供 A による五輪の中継 | 概要および答申において、ご指摘のよ や関連番組の同時配信だけでも十分に公共放送としての使命を果たせるものと考える。 ● 常時同時配信のあり方を全て東京五輪から逆算して結論ありきで議論すること自体、国 | 現時点で実現困難と考える理由とし 民に対して十分な説明を果たしているとは言えない。 2-(3) 今後の検討課題

- 「現時点では日本における導入が困難と思われる「全世帯負担金」についても、考え方 | れる可能性がある点などを挙げている 自体は視聴者・NHKのそれぞれにとってメリットが考えられることから、引き続き長期 的に検討していくことが望まれる」との記述があるが、デメリットの大きさを考慮せず に、視聴者・NHKのそれぞれにとってメリットとの表記は極めて独善的意見と言わざる を得ない。

3-(4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について

- 一定の期間を設定して利用者に費用負担を求めない運用も検討しうるという想定につい | ル感も十分に認識し、現時点で暫定措 ては、受信料の公平負担という基本的な考え方からは逸脱をし、受信契約者から見ると著 しい不公平感が生じる可能性がある。
- 同時配信実施に関して国民的合意が取れるまでは、「試験的提供」の枠内で同時配信を 実施し、費用負担についての検討も進めるべきで、暫定措置という考え方そのものを撤回 することを要望する。

4-(2) 認証の厳格性と簡便性

「ゆるやかな認証」とは具体的にどのような方法か、説明を頂きたい。

また、常時同時配信の必要性につい るよう、引き続きNHKが説明に努め ることが必要と考えており、ご指摘を

ご意見募集の実施期間について、当 必要に応じて意見募集を実施し、多く のご意見をいただけるようにしていき よび第3号の答申(案)概要について 間を3週間としました。

試験的提供の実施やその結果の民放 事業者等との共有については、NHK において適切に対応するものと考えて

全世帯負担金について、答申(案) うにメリットについて述べる一方で、 て、視聴者・国民の理解が得られるの かという点や税金に近いと位置づけら ところです。

費用負担の性質については、受信料 型を目指すことに一定の合理性がある と考える、としたうえで、スケジュー 置を検討しておくことも有益である、 としているところです。

認証については、技術的な側面、ア プリケーション等のメディア環境の動 向の側面等から、何をもって認証する か、実現可能な方法を具体的に検討す る必要があり、その際、NHKにおい て、考え方や仕組みについて視聴者・ 国民の理解が得られるよう努めること を期待します。ご指摘を踏まえ、答申 にその旨の記述を追加しました。

団体名	ご意見	委員会としての考え方
株式会社福岡放	常時同時配信を進めるにあたっては、社会的意義や視聴者ニーズの有無を十分に検証した	常時同時配信の必要性については、
送	うえで、コストの試算、そのコストと受信料との関係など具体的な計画を国民に対し説明	引き続きNHKが視聴者・国民にご理
	し、国民の合意を得ることが不可欠であると考えます。本答申案をみる限り、制度検討作業	解いただけるよう説明に努めることが
	はまだ不十分な段階にあるようであり、国民各層の合意を得るための議論に必要十分な材料	必要と考えており、ご指摘を踏まえ、
	の提示にはまだ相当の時間を要するものと察せられます。また、今回の2週間という短い意	答申にその旨の記述を追加しました。
	見募集期間で国民の声が十分に集約できるとは思われません。2019年からの常時同時配	また、常時同時配信に関する具体的
	信開始という、結論ありきの拙速感は否めません。	な考え方や計画等については、NHK
	今後実施される、公平負担の徹底のあり方、受信料体系のあり方、の各諮問に対する答申	において速やかにまとめることを期待
	案への意見募集においては、国民的な議論に十分な時間と材料の提示が望まれます。	しており、ご指摘を踏まえ、答申にそ
		の旨の記述を追加しました。
		ご意見募集の実施期間について、当
		委員会の検討にあたっては、今後とも
		必要に応じて意見募集を実施し、多く
		のご意見をいただけるようにしていき
		たいと考えます。なお、諮問第2号お
		よび第3号の答申(案)概要について
		の意見募集は、2つの案件について同
		時に行うものであることも踏まえ、期
		間を3週間としました。
株式会社長崎国	<全体にかかる意見>	常時同時配信に関する具体的な考え
際テレビ	● NHKの常時同時配信については、NHKのインターネット活用業務そのものが放送の	方や計画等については、NHKにおい
	補完であるべきと考えます。その前提に立った上で、国民・視聴者に対して常時同時配信	て速やかにまとめることを期待してお
	を実施する社会的意義やニーズを丁寧に説明するとともに、受信料を含む、制度改正の方	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	向性や具体的な実施計画を周知、開示し、国民各層の合意を得ることが不可欠であると考	記述を追加しました。
	えます。	また、常時同時配信の必要性につい
	● 放送の二元体制は今後も維持されるべき重要な制度と考えます。本答申案で、「地域に	ては、引き続きNHKが視聴者・国民
	おける二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民放への配慮	にご理解いただけるよう説明に努める
	も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、地方における放送の二元体制	ことが必要と考えており、ご指摘を踏
	を維持する観点から極めて妥当です。その意味で、NHKのインターネット活用業務が十	まえ、答申にその旨の記述を追加しま
	分な説明や国民の幅広い合意がないまま、なし崩し的に拡大されていくことは、二元体制	した。
	の毀損が地方にも波及するものとして強く危惧しています。	
	<具体的な項目ごとの意見>	費用負担の性質については、受信料
	● 1-(1) 検討の背景	型を目指すことに一定の合理性がある
	東京五輪に向けてその前年に常時同時配信を開始することを想定しているとのことです	と考える、としたうえで、スケジュー
	が、公共放送の使命として国民的関心事であり、さらに海外からの来客のためのサービスと	ル感も十分に認識し、現時点で暫定措
	して東京五輪で同時配信を実施するのであれば、全番組の常時同時配信ではなく、五輪の中	置を検討しておくことも有益である、
	継や関連番組の同時配信だけでも十分に公共放送としての使命を果たすと考えられます。放	としているところです。
	映権を持って民放が放送する他競技の時間帯も十分考慮した上で検討されるべきです。した	
	がって、常時同時配信のあり方を全て東京五輪から逆算して結論ありきで議論すること自	
	体、国民に対して十分な説明を果たしているとは言えません。	
	● 3-(4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定措置について	
	一定の期間を設定して利用者に費用負担を求めない運用も検討しうるという想定について	
	は、受信料の公平負担という基本的な考え方からは逸脱をし、受信契約者から見ると著しい	
	不公平感が生じる可能性があります。暫定措置を行うことの目的、意義が見えません。さら	
	に放送の補完であるべきという前提に基づき、受信料制度全体との整合性を明確にし、国民	

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	の合意形成が得られるまでは、拙速な配信開始はすべきではなく、早期の開始を前提とした	
	暫定措置は不要と考えます。	
	● 3-(6) 地域放送と常時同時配信の関係について	
	NHKのすべての地域放送局が一斉に常時同時配信を開始することは、費用の面からも設	
	備の面からも課題が多いので、現実的な進め方について十分に検討する必要がある、と記載	
	されていますが、段階的に実施をしていくことになるのであれば地域間の不公平が生じるこ	
	とになり、公共放送としての役割を果たせないことにつながる懸念があります。したがっ	
	て、開始と同時に一斉に公平な実施が出来ることを要望すると共に、そうした状況が整わな	
	いまま開始時期ありきで検討を進めるべきではないと考えます。	
一般社団法人日	● 当連盟はかねてより、「放送を巡る諸課題に関する検討会第一次取りまとめ」(平成	諮問第2号および第3号は、基本的
本民間放送連盟	28年9月)で提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分	にテレビ受信機を設置した者が支払う
	なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする"三位一体改革"に賛	受信料に関するものであり、必ずしも
	同の意を表明しています。したがって、テレビ放送の常時同時配信も三位一体改革の中で	諮問第1号と答申時期が同じである必
	検討が行われるべきだと考えます。	要はないと考えたものです。これらに
	● NHK受信料制度等検討委員会(以下、検討委員会)は「常時同時配信の負担のあり方	ついても、すでに答申(案)概要を公
	について」答申(案)概要(以下、答申案)を公表し、常時同時配信だけでNHKのテレ	表して意見募集を開始しています。
	ビ番組を視聴する世帯に対しても受信料の負担を求めることが可能であるとの見解を示し 	
	ました。常時同時配信の負担を受信料型とする場合、NHKの業務規程でどう位置付ける	常時同時配信に関する具体的な考え
	か(必須業務か任意業務か)、制度上の位置づけがサービスの詳細をどう形成・制約する 	
	か、受信料制度と整合するかは、答申案から読み取れません。今後予定される「公平負担	て速やかにまとめることを期待してお
	徹底のあり方」、「受信料体系のあり方」に関する答申との関係も不透明です。したがっ 	り、ご指摘を踏まえ、答申にその旨の
	て、現時点では今般の答申案の提言について当否を述べるには材料不足であると言わざる	記述を追加しました。
	を得ません。その前提で、今般の答申案に関する考えを以下に述べます。	また、常時同時配信の必要性につい
	① 常時同時配信の必要性・妥当性について答申案は、平成23年7月の「NHK受信料	ては、引き続きNHKが視聴者・国民
	制度等専門調査会」(NHK会長の諮問機関)の報告書の提言等を引用しています。同	にご理解いただけるよう説明に努める
	専門調査会はフルデジタル時代にNHKが担う機能・役割から「伝送路中立的」なあり	ことが必要と考えており、ご指摘を踏
	方を導き出し、地上・BSのテレビ4波の常時同時配信を受信料財源で実施することを	まえ、答申にその旨の記述を追加しま
	提言しました。同報告書の公表から6年が経ち、SNSを中心とするコミュニケーショ	した。
	ンメディアの急速な普及によって情報への接し方は劇的に変わりつつあります。そうし	インターネットにおける公共性につ
	た中でNHKが独占的な受信料収入を使ってインターネットへの進出を加速させようと	いては、メディア環境が大きく変化す
	するならば、ネット空間においてNHKはいかなる公共性を果たすのか、その手法はテ	るなかで、視聴者・国民がインター
	レビ放送の常時同時配信が主軸なのかについて、自らの考え方や見通しを国民・視聴者	ネットを通じて「豊かで、かつ、よい
	に丁寧に説明すべきです。プレーヤーが限られた放送の世界でNHKが果たす公共性は	放送番組」を普段から享受できるよう
	明快ですが、多様な主体が情報を発信するインターネットの世界でNHKが果たす公共	な常時同時配信の環境が実現し、NH
	性、国民・視聴者から期待される公共性は必ずしも自明とは言えません。	Kが正確な情報で人と人を互いに"つ
	② 「NHKは、平成32年(2020年)東京オリンピック・パラリンピックに向けて平	なぐ"という役割の向上を目指すこと
	成31年には常時同時配信を本格的に開始することを想定している」との記載があり、	には意義があると考えています。ま
	答申案はこの想定を前提に検討されたことがうかがえます。受信料制度と常時同時配信	た、今後のメディア環境等の変化に応
	のあり方はNHKの根幹にかかわる検討テーマであり、情報通信審議会で同時配信関連	して、人々が必要とする公共的な価値
	の諸課題の検討が続いていることからも、一定の開始時期に固執することなく、放送制	の実現に貢献していくことを期待して
	度、技術、権利処理、ニーズ、コスト規模、民間事業への影響といったさまざまな観点	います。ご指摘を踏まえ、答申でその
	から検討することが望ましいと考えます。	旨が明らかになるように記述を追加し
	③ 「受信料型は多岐にわたる論点の検討や視聴者・国民の理解を得ること等に時間がかか	ました。
	ることも予想されるため、現時点では有料対価型や、一定の期間は利用者に負担を求め	# = 6 = 14 55
	ないといった当面の暫定措置についても検討しておくことが必要である」と提言してい	費用負担の性質については、受信料

ますが、一定の開始時期を前提に暫定措置を設けることは、今後の受信料制度に関する 型を目指すことに一定の合理性がある

議論に影響や制約を与えかねません。常時同時配信の実施は、放送法上の位置付け、受しきえる、としたうえで、スケジュー

団体名	で ご意見	委員会としての考え方
	信料制度との整合について結論の出るまでは、試験的提供の同時配信の枠内にとどめる	ル感も十分に認識し、現時点で暫定措
	べきであり、暫定措置は不要であると考えます。	置を検討しておくことも有益である、
	④ 「地域における二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当事者である民	としているところです。
	放への配慮も十分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制	
	を維持する観点から極めて妥当と考えます。NHKは放送法第81条の「地域放送義	ご意見募集の実施期間について、当
	務」に鑑み、常時同時配信において地域制御を行うことの意義を十分に検討すべきだと	委員会の検討にあたっては、今後とも
	考えます。	必要に応じて意見募集を実施し、多く
	● 意見募集を行ったことは評価しますが、国民・視聴者の義務にかかわる受信料制度の見	のご意見をいただけるようにしていき
	直しを提言する重要な答申案にもかかわらず募集期間がわずか 2 週間であったことは、極	たいと考えます。なお、諮問第2号お
	めて不適切であると考えます。答申案を踏まえてNHKが具体的な実施計画を策定する際	よび第3号の答申(案)概要について
	は1か月以上の十分な期間を取った意見募集を行い、国民・視聴者の意見を広く聴取し、	の意見募集は、2つの案件について同
	計画に反映することを強く要望します。なお、今般の意見募集のとりまとめと公表に当	時に行うものであることも踏まえ、期
	たっては、可能な限り意見の全文を掲出し、検討委員会としての考え方を示していただく	間を3週間としました。
	よう要望します。	
	以上	
青森放送株式会	◆ 全体にかかる意見	常時同時配信に関する具体的な考え
社	・ NHKの常時同時配信については、NHKのインターネット活用業務そのものが放送の補	方や計画については、NHKにおいて
	完であるべきと考えます。国民・視聴者に対して常時同時配信を実施する社会的意義やニー	速やかにとりまとめることを期待して
	ズを丁寧に説明するとともに、制度改正の方向性や具体的な実施計画を提示し、国民各層の	おり、ご指摘を踏まえ、答申にその旨
	合意を得ることが不可欠であると考えます。その意味では、本答申案では現行の受信料制度	の記述を追加しました。
	との整合性がはっきり示されておらず、かつそもそも放送の補完としての位置付けなのか本	また、常時同時配信の必要性につい
	来業務とするのかといった基本的な考え方が明らかにされていないことから、国民各層の合	ては、視聴者・国民にご理解いただけ
	意を得るための議論に必要な十分な材料が提示されているとは言えません。	るよう、引き続き N H K が説明に努め
	・ 放送の二元体制は今後も維持されるべき重要な制度と考えます。本答申案で、「地域にお	ることが必要と考えており、ご指摘を
	ける二元体制を維持していく観点から、地域における一方の当時者である民放への配慮も十	踏まえ、答申にその旨の記述を追加し
	分考慮しつつ進めていくことが望ましい」との指摘は、放送の二元体制を維持する観点から	ました。
	極めて妥当です。その意味で、NHKのインターネット活用業務が十分な説明や国民の幅広	
	い合意がないまま、なし崩し的に拡大されていく事は二元体制を棄損するものとして強く危	ご意見募集の実施期間について、当

・ 本答申案では、費用負担のあり方について、「受信料型を目指すことに一定の合理性あ 必要に応じて意見募集を実施し、多くり」、としながらも「制度検討に時間がかかることが予想される」と、検討作業がまだ不十 のご意見をいただけるようにしていき 分な段階であることを自ら認めていると解釈できます。

- ・ 今後の第2号諮問、第3号諮問への答申案で受信料制度全体との整合性についての考え方 よび第3号の答申(案)概要について を明らかにする際には十分な時間をかけての意見募集の実施を要望するとともに、総務省 「放送を巡る諸課題検討会」などでの議論を通じて、常時同時配信の基本的な考え方、「三 時に行うものであることも踏まえ、期 位一体」改革の中での位置付けを明確にし、国民的な議論に十分に時間をかけるべきと考え 間を3週間としました。 ます。
- ・ 今年度の「試験的提供」から得られるデータや精緻な分析結果、得られた知見を民放事業 社等とも共有し、国民的な議論への有用な材料として適正に公開することを要望します。
- ・ 2020年の東京五輪を念頭に、2019年からの常時同時配信開始という結論ありきで において適切に対応するものと考えて 答申や意見募集を行うのではなく、国民からの幅広い理解を得るための丁寧な説明を要望す います。 ると共に、2019年開始に間に合わせるためだけの暫定的な処置を採るのではなく、しっ かりとした制度設計が整ってから開始に踏み切ることを強く求めます。 費用負担の性質については、受信料

◆ 具体的な項目ごとの指摘

慎しています。

1-(1) 検討の背景

東京五輪に向けてその前年に常時同時配信を開始することを想定しているとのことですが、 ル感も十分に認識し、現時点で暫定措 公共放送の使命として国民的関心事であり、さらに海外からの来客のためのサービスとして東

ご意見募集の実施期間について、当 委員会の検討にあたっては、今後とも 必要に応じて意見募集を実施し、多く のご意見をいただけるようにしていき たいと考えます。なお、諮問第2号お よび第3号の答申(案)概要について の意見募集は、2つの案件について同 時に行うものであることも踏まえ、期 間を3週間としました。

試験的提供の実施やその結果の民放事業者等との共有については、NHK において適切に対応するものと考えています。

費用負担の性質については、受信料型を目指すことに一定の合理性があると考える、としたうえで、スケジュール感も十分に認識し、現時点で暫定措

団体名	ご意見	委員会としての考え方
	京五輪で同時配信を実施するのであれば、全番組の常時同時配信ではなく、五輪の中継や関連	置を検討しておくことも有益である、
	番組の同時配信だけでも十分に公共放送としての使命を果たすと考えられます。したがって、	としているところです。
	常時同時配信のあり方を全て東京五輪から逆算して結論ありきで議論すること自体、国民に対	
	して十分な説明を果たしているとは言えません。	認証については、技術的な側面、ア
	・ 3- (4) 受信料型を検討する場合の時間軸と暫定処置について	プリケーション等のメディア環境の動
	一定の期間を設定して利用者に費用負担を求めない運用も検討しうるという想定について	向の側面等から、何をもって認証する
	は、受信料の公平負担という基本的な考え方からは逸脱をし、受信契約者から見ると著しい不	か、実現可能な方法を具体的に検討す
	公平感が生じる可能性があります。さらに放送の補完であるべきという前提に基づき、受信料	る必要があり、その際、NHKにおい
	制度全体との整合性が明確になるまでは、「試験的提供」の枠内にとどめる形で同時配信を実	て、考え方や仕組みについて視聴者・
	施し、費用負担についての検討も進めるべきで、暫定処置という考え方そのものを撤回するこ	国民の理解が得られるよう努めること
	とを要望します。	を期待します。ご指摘を踏まえ、答申
	・ 3- (6) 地域放送と常時同時配信の関係について	にその旨の記述を追加しました。
	NHKのすべての地域放送局が一斉に常時同時配信を開始することは、費用の面からも設備	
	の面からも課題が多いので、現実的な進め方について十分に検討する必要がある、と記載され	
	ていますが、段階的に実施をしていくことになるのであれば地域間の不公平が生じることにな	
	り、公共放送としての役割を果たせないことにつながる懸念があります。したがって、開始と	
	同時に一斉に公平な実施が出来ることを要望すると共に、そうした状況が整わないまま開始時	
	期ありきで検討を進めるべきではないと考えます。	
	・ 4- (2) 認証の厳格性と簡便性	
	「ゆるやかな認証」の明確化を要望します。	